

六〇	田中千香士 (主席)	井後勝彦	川島正雄		
六一、六二	田中千香士 (主席)	景山誠治 (主席)	井後勝彦	川島正雄	

(各年度の『職員録』および演奏会プログラムなどにより作成)

二 オペラ研究部

学内でのオペラ研究部に関する記録は『昭和四十二年度概算関係書類綴り』が初出となる。概算要求では「オペラ研究に要する費用」として要求し、芸大におけるオペラ研究の意義を記している。なお、同じ内容の文章で昭和四十六年まで研究費が要求されている。

(8) オペラ研究に要する経費

イ 要求要旨

日本人による最初のオペラ公演は、東京芸術大学の前身、東京音楽学校において、明治三十六年に発表されたものであり、その後、優秀な外国人指導者を得て発展し、今日、芸大のオペラコースは、急速に整備されつつある。

この歴史と現状を考慮すれば、オペラの研究および上演を芸大において行なうことは、現在の研究指導体制および施設を活用することとなり、最も適当であると考えられる。

研究上演のためには、声楽、演出、演技、舞台機構各部門の参加と、オペラ作品の研究が不可欠であり、このため、三年計画の第二次分として、専任職員（非常勤）を充実させる必要がある。

ロ 経費所要額

区分	所要額		予算額		差引額	備考
	所 員数	単 価	所 員数	単 価		
非常勤職員	14人	384,000円	7人	358,400円	2,508円	16時間×32人×750円 = 384,000円

ハ 非常勤職員年度別所要人員内訳

区分	所要額		予算額		差引額	備考
	所 員数	単 価	所 員数	単 価		
非常勤職員	14人	384,000円	7人	358,400円	2,508円	16時間×32人×750円 = 384,000円

(騰写版・すべて横書き) (『昭和四十二年度概算関係書類綴り』五九〜六一頁)

昭和五十一年には「オペラ研究部設置のための経費が請求される。『昭和五十二年度概算関係書類』より関連部分を掲載する。

事項	要 求 の 概 要
5. 附属施設 (1) 附属研究施設の新設等 (イ) 新 設 (音) オペラ研究部	1. 要求事由 (1) オペラは音楽的要素を中心とし、文学的要素(台詞) 演劇的要素(劇としての構成、演技) 美術的要素(舞台装置、衣裳) 舞踊的要素が合体した総合芸術である。 (2) したがって、本学部においてオペラ研究が盛んになることは当然であって、むしろ責任の一部といえることができる。 (3) 本学においては、東京音楽学校時代より、オペラの研究が盛んに行われており、明治36年7月23日、現在の奏楽堂において、ブルック作曲、歌劇「オルフェウス」を本邦において初演したが、独唱者は三浦環、背景は岡田三郎助、藤島武二(何れも当時東京美術学校教授)氏が担当した。 (4) 東京芸術大学になって研究が更に進められ、昭和31年4月、日比谷公会堂で第1回公演(ヴェルディ作曲「精姫」)以来毎年研究の成果を公演発表し、51年度で22回となる。 この間、本学においてオペラに関する教育を受けた学生の中には、更に外国に留学して研究を重ね、日本のみならず世界のオペラ界の第一線において活躍している人材が多数いる。 (5) 学内的な処置としては、オペラ研究部の多年にわたる実質的な研究活動を認め、昭和50年12月18日学則の一部を改正し音楽学部附属研究施設とし一層の充実を図りたい。 (6) なお一層の充実を図り、本研究部を名実共に研究部たらしめるために、国立学校設置法施行規則第20条第1項に定める学部附属研究施設の設置を認められたい。

2. 特別要求額	51,363千円
(1) 施設費	R 395㎡ 49,967千円
(2) 事業費	1,396千円
④ 事業費内訳は説明資料10頁参照	

〔横組〕(昭和五十二年度概算関係書類、一四頁)

昭和四十九年度以降の『職員録』には、オペラ研究部の職員であることが記されるようになる。
次は、昭和五十一年五月に制定されたオペラ研究部運営に関する規則である。

東京芸術大学音楽学部オペラ研究部の運営に関する規則を次のように定める。

昭和五十一年五月十七日

東京芸術大学長

福井直俊

東京芸術大学音楽学部オペラ研究部の運営に

関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京芸術大学学則第八条の二第二項の規定に基づき、東京芸術大学音楽学部オペラ研究部(以下「研究部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(オペラ演奏活動)

第二条 研究部は、音楽学部関係各学科専攻学生(大学院研究科の学生を含む。)の教育・研究並びに研究部の研究のためにオペラ演

奏活動を行うものとする。

- 2 研究部は、その研究成果を発表するためオペラ演奏会を開催する。

- 3 研究部は、前二項に掲げるもののほか、学部長が教育・研究の充実を図る等のため必要があると認めるオペラ演奏活動を行うことができる。

（部門）

第三条 研究部に、声楽、演出及びコーチの部門を置く。

（組織）

第四条 研究部は、音楽学部オペラを担当する常勤及び非常勤の教官（以下「部員」という。）をもって組織する。

- 2 部員は、学部長が委嘱する。

（役職員）

第五条 研究部に、次の役職員を置く。

- （1） 部長 一名

- （2） 副部長 一名

- （3） 部門主任 各部門ごとに一名

- 2 学部長は、部長については教授である部員のうちから、副部長については教授又は助教授である部員のうちから、部門主任については部員のうちから、それぞれ選考の上、委嘱する。

- 3 学部長は、前項の役職員を選考しようとするときは、研究部会議の意見を徴するものとする。

（役職員の任務）

第六条 役職員の任務は、次のとおりとする。

- （1） 部長は、研究部を代表し、その管理運営に当たる。

- （2） 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときにその職務を代行する。

- （3） 部門主任は、それぞれの部門の業務を管理し、その部門に関する研究を推進する。

（部員及び役職員の任期）

第七条 部員及び役職員の任期は、常勤教官にあつては二年とし、非常勤教官にあつては一年とする。

- 2 部員及び役職員に欠員が生じた場合における補欠の部員及び役職員の任期は、前任者の残任期間とする。

（研究部会議）

第八条 研究部のオペラ演奏その他運営に関する事項を審議するため、研究部会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 部長

- （2） 副部長

- （3） 声楽科主任

- （4） 部門主任

- （5） 各部門より選出された部員各一名

- 3 部長は、会議を招集し、その議長となる。

- 4 部長は、必要があると認めるときは、会議にその構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（オペラ演奏会）

第九条 研究部がオペラ演奏会を開催しようとするときは、音楽学

部演奏委員会に諮るものとする。

(庶務)

第十条 研究部に関する庶務は、音楽学部庶務係において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和五十一年五月十七日から施行する。

2 東京芸術大学音楽学部オペラ研究部内規（昭和四十二年六月五日制定）は、廃止する。

(横組)

(『東京藝術大学学報』第一五〇号 昭和五十一年四月三十日 一九〇頁)

次は、『職員録』に記載された所属・担当などから確認された範囲でオペラ研究部員数をまとめたものである。

	専任		兼任				
	講師	非常勤 非常勤 手	教授	助教授	非常勤 非常勤 手	非常勤 非常勤 手	非常勤 非常勤 手
昭四九	二四						
五〇	二四						
五一	二四						
五二	二五	四	一	二			
五三	二七	四	一	二			
五四	二八	三	一	二			
五五	三二	三		四			
五六	三三			四	一	一	

五七	三五	一	四	一	一	一
五八	三六	一	四	一	一	一
五九	四〇	二	四	一	一	一
六〇	四一	二	四	一	一	一
六一	四〇	三	四	一	一	三
六二	四三	三	五	一	四	四

(各年度の『職員録』より作成)